

運転者職場環境良好度認証制度取得促進助成交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

（目 的）

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、運転者職場環境良好度認証制度（以下「働きやすい職場認証制度」という。）の認証事業者として登録された北ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付することとし、もって労働環境対策の一環として、本制度の認証取得を推進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

働きやすい職場認証制度を推進する認証実施団体とは、一般財団法人日本海事協会をいう。

（助成対象）

第3条 申請時に北ト協会員である事業所を対象とし会費未納等が無いものとする。

ただし、年度途中に入会した会員については、入会日以降に登録したものを助成対象とする。

2 助成金の交付は三つの認証段階（一つ星・二つ星・三つ星）のいずれかの新規登録又は更新登録について一事業者につき一事業所まで対象とする。

なお、新規登録時に助成を受けた事業所及び前回更新時に助成を受けた事業所も助成対象とする。

（対象期間）

第4条 本助成は、前条の登録を令和5年4月1日から令和6年2月末日までに完了したものを対象とする。

（助成金額）

第5条 助成金の交付額は前条の期間における、働きやすい職場認証制度の登録に要した費用（税別）のうち60,000円（北ト協4万円・全ト協2万円）とし、要した費用の合計がこの額に満たないときはその金額とする。

（申請方法）

第6条 助成を希望する会員事業者は、以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出しなければならない。

（1） 北ト協で定めた各様式

（i） 様式1「運転者職場環境良好度認証制度取得促進助成金交付申請書兼請求書」

（2） 添付書類

- (i) 運転者職場環境良好度認証登録証の写し
- (ii) 新規登録または更新登録に係る審査料・登録料の請求書の写し
- (iii) 新規登録または更新登録に係る審査料・登録料の領収書の写し
- (iv) 運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書（様式A）の写し
- (v) 運転者職場環境良好度認証制度申請にかかる本社・営業所一覧（様式B）の写し

（申請期間）

第7条 令和5年4月1日から令和6年2月末日（北ト協必着）までとする。

- 2 登録証書の登録日を基準とし、登録日が申請期間内であるものとする。
但し、予算枠に達した時点で終了とする。

（助成金交付）

第8条 申請を受付け助成金交付条件に適合すると認めたときは、北ト協は会員に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第9条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

（その他の必要事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、北ト協が別にこれを定める。

（附則）（令和3年3月23日）

第1条 本要綱は令和3年4月1日より施行する。

（令和4年3月24日）

第1条 本要綱は令和4年4月1日より施行する。

（令和5年3月24日）

第1条 本要綱は令和5年4月1日より施行する。

（令和5年4月12日）

第1条 本要綱は令和5年4月12日より施行する。